

別紙

諮問第1519号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき行われた別表1に掲げる本件開示請求に対し、東京都知事が行った別表2に掲げる本件一部開示決定について、条例15条1項及び3項に規定する第三者である審査請求人が、これを取り消し、その全部について非開示とすることを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、令和2年5月18日付けで本件一部開示決定を行った。

本件対象公文書1である特定建築物定期調査報告書及び定期調査報告概要書は、建築基準法（昭和25年法律第201号）12条1項に基づき、不特定又は多数の者が利用する特定建築物について、敷地、構造、防火・避難施設等を有資格者が調査し、特定建築物の所有者等が特定行政庁である実施機関に報告したものである。本件対象公文書2である防火設備定期検査報告書は、同条3項に基づき、特定建築物等に設ける防火設備（随時閉鎖式の防火設備に限る。）について、有資格者が検査し、当該設備の所有者等が特定行政庁である実施機関に報告したものである。また、本件対象公文書3である建築設備定期検査報告書は、同条同項に基づき、特定建築物に設ける建築設備（機械換気設備、排煙設備、非常用の照明装置及び給排水設備）について、有資格者が検査し、当該設備の所有者等が特定行政庁である実施機関に報告したものであり、本件対象公文書4である昇降機等定期検査報告書は、同条同項に基づき、全ての建築物のエレベーター及びエスカレーターについて、有資格者が検査し、当該昇降機の所有者等が特定行政庁である実施機関に報告したものである。

実施機関は、本件対象公文書について、条例7条1号、2号及び4号に該当する情報を

除き、その一部を開示する本件一部開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年9月4日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年2月16日に実施機関から理由説明書を、同年3月24日に審査請求人から意見書を収受し、令和4年1月18日（第224回第一部会）から同年4月25日（第226回第一部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に関して、別表2に掲げる本件対象公文書を特定したところ、本件対象公文書に第三者に関する情報が記録されていたことから、当該第三者に対し、条例15条1項に基づく意見照会を実施した。その結果、意見照会を受けた当該第三者は、実施機関に対し、公文書の開示決定に反対の意思を表示した意見書を提出した。

これらを踏まえ、実施機関は、本件対象公文書に記載された情報のうち、別表2に掲げる部分を非開示とする本件一部開示決定を行い、当該第三者にもその旨を通知したところ、当該第三者である審査請求人から審査請求がなされたものである。

イ 本件審査請求における審議事項について

審査請求人は、本件一部開示決定に対して、これを取り消し、別表2に掲げる本件対象公文書における全ての情報について非開示とすることを求めている。

そこで審査会は、本件対象公文書のうち、開示することとされた情報が審査請求人の主張する条例7条2号、3号及び4号に該当するかについて判断する。

ウ 本件一部開示決定の妥当性について

(ア) 条例7条4号該当性について

審査請求人は、「是正勧告等の法令違反に係る内容の公文書及び添付図書等の全て」が請求されていること等から、本件開示請求は〇〇管理組合及び同管理組合代表者〇〇が是正勧告等を受けた事実や法令違反がないかを探索するものであり、〇〇管理組合及び同管理組合代表者〇〇に何らかの請求を行ったり、嫌がらせ等をする意図のもとに行われたものであって、これまでの事情を踏まえると、本件一部開示決定により非開示とされた部分以外の情報が公にされることによって、〇〇管理組合及び同管理組合代表者〇〇に対する攻撃が行われ、業務妨害となる具体的で深刻な懸念がある等として、本件対象公文書1から4は、条例7条4号に該当する旨主張する。

審査会が本件対象公文書1から4を見分したところ、実施機関は、本件対象公文書1から4に記載されている情報のうち、「報告者及び調査者の印影」及び「報告者及び検査者の印影」について、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障があることから条例7条4号に該当するとして非開示にしているところである。また、「図面（図面名は除く。）」、「写真」及び「建物内部の管理部分の配置状況が分かる箇所」についても、建物内部の管理の状況及び建物内部の設備管理に関する情報であり、犯罪の実行を容易にするおそれがある等のことから条例7条4号に該当するとして非開示としている。

審査会が見分したところ、実施機関が開示することとしている情報は、建物施設内部の具体的な管理状況が分かることまではいえない情報及び建築基準法93条の2第1項に基づき、建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして「定期調査報告概要書」及び「定期検査報告概要書」に記載され一般の閲覧に供される情報であって、審査請求人の主張するような犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報であるとは認められないことから、条例7条4号に該当しない。

(イ) 条例7条3号該当性について

審査請求人は、本件対象公文書1から4が開示されると、〇〇管理組合及び同管理組合代表者〇〇に対する攻撃が行われ、業務妨害となる具体的で深刻な懸念があり本件対象公文書1から4は条例7条3号に該当し、非開示とすべきであると主張

する。さらに、本件対象公文書1から4に記載されている情報のうち、勤務先及び勤務先に係る情報（報告書返送先及び保守業者に係る情報）並びに調査結果に係る部分及び不具合等の状況について、条例7条3号に該当する旨主張する。

審査会が確認したところ、実施機関が開示することとしている情報は、前記のとおり建物施設内部の具体的な管理状況が分かるとまではいえない情報及び法令等の規定により一般の閲覧に供される情報である。また、勤務先及び勤務先に係る情報（報告書返送先）についても、建築基準法93条の2第1項に基づき、「定期検査報告概要書」に記載され、一般の閲覧に供される情報である。さらに、実施機関の説明によれば、調査結果に係る部分及び不具合等の状況については、本件対象公文書は建築物等の法適合性を継続的に担保するための定期的な確認の結果に関する情報であって、当該調査等により施設の劣化や法不適合の状況がないかを確認し、所有者等に改善を促すものであることであるが、当該情報を公表することで、建築基準法の基準に照らして、あたかも重大な欠陥があるような誤解を招くことはないとのことである。

これらの実施機関の説明は首肯できるものであり、これらを公にしたとしても、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとは認められず、条例7条3号に該当しない。

(ウ) 条例7条2号該当性について

審査請求人は、実施機関が開示することとしている調査者及び検査者の氏名、調査員及び検査員の登録番号、調査者及び検査者の勤務先名称、勤務先住所・電話番号（報告書返送先）並びに検査会社のコード等（保守業者に係る情報）について、条例7条2号に該当するため非開示とすべきである旨主張するが、審査会が確認したところ、これらの情報は、前記のとおり建築基準法93条の2第1項に基づき、「定期調査報告概要書」及び「定期検査報告概要書」に記載され、一般の閲覧に供される情報であることから、条例7条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

以上のことから、審査請求人の主張は理由がないと認められ、実施機関による本件一部開示決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これ

らはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子

別表1 本件開示請求

<p>東京都〇〇区〇〇 〇〇管理組合及び同管理組合代表者 〇〇が東京都に提出し、又東京都が〇〇管理組合及び〇〇に通知した下記1ないし5の公文書並びに添付図書等の全て</p> <p>1 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく東京都総合設計許可要綱実施細目に係る内容の公文書及び添付図書等の全て</p> <p>2 建築基準法第48条に係る内容の公文書及び添付図書等の全て並びにその他建築基準法に係る内容の公文書及び添付図書等の全て</p> <p>3 建築基準法施行令第123条の6及び建築基準法施行令第125条の2に係る内容の公文書及び添付図書等の全て並びにその他建築基準法施行令に係る内容の公文書及び添付図書等の全て</p> <p>4 建築基準法施行規則に係る内容の公文書及び添付図書等の全て</p> <p>5 是正勧告等の法令違反に係る内容の公文書及び添付図書等の全て</p>
--

別表2 本件一部開示決定

本件対象公文書		非開示情報	非開示理由
1	建築基準法第12条第1項に基づく〇〇の特定建築物定期調査報告書(〇年〇月〇日受付分)及び定期調査報告概要書	報告者及び調査者の印影	7条4号
		図面のうち設計責任者及び設計担当者の氏名	7条2号
		図面(図面名は除く。)	7条1号 7条4号
		写真	7条4号
2	建築基準法第12条第3項に基づく〇〇の防火設備定期検査報告書(〇年〇月〇日受付分)	報告者及び検査者の印影	7条4号
		図面のうち設計責任者及び設計担当者の氏名	7条2号
		図面(図面名は除く。)	7条1号 7条4号
		写真	7条4号
3	建築基準法第12条第3項に	報告者及び検査者の印影	7条4号

	基づく〇〇の建築設備定期 検査報告書(〇年〇月〇日受 付分)	図面のうち設計責任者及び設計担当者 の氏名	7条2号
		図面(図面名は除く。)	7条1号 7条4号
		以下のうち、建物内部の管理部分の配 置状況が分かる箇所 (1) 別表4 非常用の照明装置の照度 測定表3 (A4) (2) 非常照明不良個所のうち蛍光灯 の部分	7条4号
		写真	7条4号
4	建築基準法第12条第3項に 基づく〇〇の昇降機等定期 検査報告書(〇年〇月〇日受 付分及び〇年〇月〇日受付 分)	報告者及び検査者の印影	7条4号
		写真	7条4号